

別紙

諮問第748号

答 申

1 審査会の結論

「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成〇年〇月〇日付け審査申請書及びそれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書」について、「訟務事案発生報告書（ただし、適用除外とした部分を除く。）」を対象保有個人情報として特定し開示とした決定、及び「不服申立取扱一覧簿（ただし、適用除外とした部分を除く。）」を対象保有個人情報として特定し一部開示とした決定は妥当であり、その他の請求個人情報について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下とした処分は、結論において妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が警視総監宛てに送付した平成〇年〇月〇日付け審査申請書及びそれと相当の牽連関係に立つ一切の公文書」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月7日付けで行った開示決定、一部開示決定及び却下とした処分について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は、いずれも妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月3日に実施機関から理由説明書を収受し、同年11月16日（第146回第三部会）及び同年12月14日（第147回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 「審査の申請」について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）1条では、「刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」と規定している。

また、刑事収容施設法2編3章では、留置施設における被留置者の処遇について規定しており、同章11節では、留置施設における被留置者の処分などの処遇について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定を準用した不服申立制度を定めている。

さらに、刑事収容施設法229条では「留置業務管理者の措置に不服がある者は、政令で定めるところにより、書面で警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。」と規定し、同条各号においては、行政不服審査法の規定を準用し、処分庁の措置や処分に対して「審査の申請」による不服の申立てができる旨を定めている。

イ 「審査の申請」に係る事務の過程について

警視庁訟務事案取扱規程（平成17年12月26日訓令甲第39号。以下「訟務事案規程」という。）7条では、「所属長は、自所属の職員に係る訟務事案について、速やかに当該事案を調査し、訟務事案発生報告書により、警務部長に報告しなければならない。」と規定している。

また、警視庁被留置者不服申立規程の運用について（平成19年5月30日通達甲（総.留.管第5号）。以下「通達」という。）では、「審査の申請」を受理した際に「不服申立取扱一覧簿」を作成することを定めている。

ウ 本件対象保有個人情報、本件非開示情報及び本件却下処分について

本件開示請求は、審査請求人が刑事収容施設法に基づいて行った「審査の申請」に関する保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し「訟務事案発生報告書（ただし、適用除外とした部分を除く。）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定した上で開示決定を行い、また、「不服申立取扱一覧簿（ただし、適用除外とした部分を除く。）」

（以下「本件対象保有個人情報2」という。）を特定した上で、警察職員の氏名（以下「本件非開示情報」という。）が条例16条2号及び4号に該当するとして、一部開示決定を行った。

さらに、実施機関は、本件対象保有個人情報1及び2を除く本件請求個人情報について、条例30条の2において開示請求等の規定を適用しないとする「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当することを理由に、却下処分（以下「本件却下処分」という。）を行った。

エ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において「保有個人情報の特定の当否、すなわち、散在情報も含めて、他に対象となるべき保有個人情報が存在しないかどうかにつき審理を乞う。」と主張し、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について審査を求めている。

これに対し実施機関は、訟務事案規程7条において訟務事案発生報告書の作成を定め、また、通達において不服申立取扱一覧簿の作成を定めている旨説明する。

さらに、対象保有個人情報の特定については、これらの規程等により作成された公文書のうち、「審査の申請」の申請人又は申立人の氏名、住所等から、本件対象保有個人情報1及び2を特定するとともに、その他の請求個人情報については、条例30条の2に規定する個人情報に該当するとして本件開示請求を却下した旨説明する。

そこで、審査会は、本件対象保有個人情報1及び2以外にも対象保有個人情報として特定すべき情報が存在するか否かについて検討することとした。

審査会が、「審査の申請」に係る事務の過程について規程等を確認したところ、

実施機関の説明のとおり、「審査の申請」を受理した後の事務手続として、訟務事案規程により訟務事案発生報告書を作成することが定められ、通達により不服申立取扱一覧簿を作成することが定められていることが確認された。

さらに、本件対象保有個人情報1及び2について見分したところ、記載されている氏名及び住所等から、当該情報が本件開示請求に係る審査請求人の保有個人情報であることが認められた。

以上のことから、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報1及び2を特定したとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められず、本件対象保有個人情報の特定に係る実施機関の判断は、妥当である。

オ 本件非開示情報の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において「非開示部分の非開示情報該当性につき審理を乞う。殊に条例第16条第4号該当性を主張する部分にあつては、一般的抽象的なおそれではなく法的保護に値する蓋然性が存在するかどうかにつき厳格に検証されたい。」と、本件非開示情報に対する非開示妥当性について審査を求めており、特に条例16条4号該当性について検証するよう主張している。

これに対し、実施機関では、本件非開示情報はいずれも管理職でない警察職員の氏名であり、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていない。そのため、本件非開示情報は条例16条2号本文に該当し、同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分をしたところ、本件非開示情報には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

よって、本件非開示情報は、条例16条2号に該当し、4号該当性を判断するまでもなく非開示は妥当であるが、審査請求人は、特に条例16条4号の該当性についても審査を求めていることから、審査会は、改めてその該当性についても検討するこ

とした。

条例16条4号の該当性について、実施機関は本件非開示情報を開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれがあることから、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、同号に該当すると説明する。

審査会が検討をしたところ、確かに実施機関の説明のとおり、本件非開示情報を開示することにより、警察職員が識別され、報復等の危険にさらされる等、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれは否定できず、条例16条4号に該当するものと認められた。

カ 本件却下処分の妥当性の検討について

(ア) 適用除外の趣旨について

条例30条の2は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）4章の規定を適用しないとされている個人情報については、条例5章の規定を適用しない旨定めたものである。

条例30条の2に該当するものとしては、行個法45条1項があり、同項は「第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

その趣旨としては、これらに係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、提出させられるなどして、前科等が明らかになる危険性があるなど、被疑者や被告人、受刑者等の立場で留置施設等の刑事収容施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、本人の

社会復帰や更生保護上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

そして、このような趣旨に鑑みると、同項により適用除外とされるのは、本来、同項に規定する情報だけを記載することを目的としている文書又は欄であって、これらへの記載の有無のみで、当該情報の存否が明らかになるものに限られると解され、そのため、当該文書又は欄は、その情報の有無にかかわらず、全部を不開示とせざるを得ないことから、行個法はこれを適用除外としたものと考えられる。

(イ) 被留置者について

刑事収容施設法2条2号は、被留置者について「留置施設に留置されている者をいう。」と定めており、同法14条2項各号では、留置施設に留置されるのは、警察法（昭和29年法律第162号）及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、「都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であって、留置されるもの」（同項1号）及びこれらの者で「刑事訴訟法の規定により勾留されるもの」（同項2号）等であると規定している。

したがって、被留置者とは、警察法及び刑事訴訟法の規定に基づく逮捕等により、留置施設に留置又は勾留されている者を指すと解される。

(ウ) 「司法警察職員が行う処分」について

「司法警察職員が行う処分」とは、刑事訴訟法189条1項で「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」と規定し、同条2項では「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定していることから、司法警察職員の刑事事件等における法令に基づく捜査活動を指すと解される。

(エ) 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において「条例第30条の2の規定の解釈適用の当否

につき審理を乞う。すなわち、本件保有個人情報『刑事事件に係る裁判又は(略)司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報』であるとの主張に対しては、その論拠が不明であることから、にわかに承服し難いものがある。」と主張し、本件却下処分の妥当性について審査を求めている。

これに対し実施機関は、行個法45条1項の趣旨に鑑みれば、刑事収容施設法に基づく不服申立制度における「審査の申請」に係る情報の開示を求めるものとして、本件開示請求全体を却下すべきであったと考えられるが、実施機関としては、本件却下処分において開示請求を却下した部分が、適用除外に該当する情報であるとして条例30条の2の規定を適用した旨説明する。

審査会が本件請求個人情報について検討したところ、当該情報は、被留置者が受けた留置業務管理者の措置に対する「審査の申請」に関して作成される個人情報であり、これを開示することにより、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等が明らかになるおそれがあり、行個法45条1項により同法4章の規定を適用しないとする「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分に係る保有個人情報」に該当すると認めることができる。

しかしながら、行個法45条1項の趣旨に鑑みれば、本件開示請求に対してその一部のみを、同項に規定する情報に該当し、条例30条の2により条例の適用除外に当たるとして開示請求を却下すると、そのこと自体により、その部分に当該情報が存在することが明らかになることとなる。

これらを踏まえれば、本件対象保有個人情報1及び2については、本来であれば当該文書全体が行個法45条1項に規定する情報であるとして、条例30条の2により開示請求を却下すべきであったところ、原処分において既にその存否を明らかにしていることから、原処分を取り消し、改めて文書全体を適用除外とする意義はないと認められる。

以上のことから、本件請求個人情報の一部について、条例30条の2に基づき開示請求を却下とした本件却下処分は、結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、實金 敏明